

官民競争入札等監理委員会
入札監理小委員会
第 19 回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第19回 入札監理小委員会
議事次第

日時：平成19年9月7日（金）18:00～19:00

場所：永田町合同庁舎1階 第3共用会議室

1. 実施要項（案）の審議

・登記簿等の公開に関する事務（法務省）

2. 国民年金保険料収納事業の民間競争入札の実施経過について（社保庁）

3. その他

<出席者>

（委員）

榎谷主査、小林副主査、佐藤専門委員

（法務省）

團藤民事局総務課長、島田民事局付、紺野民事局民事調査官、二宮民事局総務課
補佐官、服部民事局総務課係長、高橋民事局総務課係員

（社保庁）

西田国民年金事業室長、矢口国民年金事業室長補佐、他

（事務局）

中藤事務局長、櫻井参事官、熊埜御堂参事官、森山参事官、徳山企画官

櫻谷主査 それでは、ただいまから第 19 回「入札監理小委員会」を開催したいと思います。

本日のテーマは「登記簿等の公開に関する事務の実施要項（案）の審議」及び「国民年金保険料収納事業の民間競争入札の実施経過についての社保庁からの報告」の 2 つを予定しております。

初めに「登記簿等の公開に関する事務の実施要項（案）の審議」を行いたいと思います。

まず法務省から、実施要項（案）に対する意見募集の結果及び実施要項（案）の修正点について説明をいただき、その後意見交換を行います。よろしくお願いいたします。

團藤課長 法務省民事局総務課長の團藤でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、まず実施要項（案）の意見募集の結果について主な点をご報告申し上げます。

実施要項（案）につきましては、8 月 16 日から 9 月 3 日までの間、意見募集の手続きを取らせていただきました。その間、いただきましたご意見は 4 通でございます。本日の小委員会での御審議の結果を踏まえまして、この意見募集で寄せられた御意見に対する結果をとりまとめて公表したいと考えているところでございます。

主な項目といたしまして何点かご紹介をし、それに対する現時点での私どもの考え方などもご報告申し上げたいと思います。

まず第 1 点は、実施要項（案）2 の（6）に規定いたします委託費の減額措置につきまして、月に支払う委託費に 5 % を乗じた金額を限度として減額するというのは受託庁ごとに受託金額が異なることから著しく公正を欠いているのではないかと。また委託費の 5 % という割合はペナルティーとして相当性を欠いているのではないかとというような御意見をいただいております。

この点につきましては、ペナルティーとしての効果を考えますと、受託金額が大きい庁におきまして、その分、ペナルティーの額を大きくするということは、それなりに相当の合理性があるものと考えております。

勿論、ここの記載から明らかに読み取っていただけますように、これは 1 回当たりの上限というふうに位置づけておりますし、その際に（6）に記載しておりますような状況・事情等を勘案した上で金額を決定するということになってございます。したがって、受託金額の多寡やケース等に応じて相応なペナルティーを科するという趣旨は御理解いただけるのではないかと考えているところでございまして、この御意見についてはそういう私どもの考え方を前提といたしますと、原案のとおりで維持させていただきたいと考えているところでございます。

次に、実施要項（案）4 に規定いたします入札参加資格につきまして、司法書士法人及び土地家屋調査士法人が競争参加資格を得られるよう措置をすべきであるという御意見をいただいております。

この点、御意見の趣旨は、現在の司法書士法及び司法書士法施行規則、あるいは土地家屋調査士法及び土地家屋調査士法施行規則上、司法書士法人、土地家屋調査士法人の競争参加がおよそ制度的にできないのではないかとという問題意識があるのではないかと考えられます。

この点につきましては、この司法書士法、土地家屋調査士法を所管します部署にも協力を得た上で、登記事項証明書等の交付及び登記簿等の閲覧に係る業務の公共サービス実施民間事業者における実施等に関する省令、これは平成 19 年法務省令第 51 号でございますが、その附則第 2 条及び第

3条において措置を既に行っているところでございます。したがって、司法書士関係法令、土地家屋調査士関係法令上の措置は講じているところでございます。

次に、実施要項（案）6の（1）のアの（ア）でございますが「下表の最低必要人数欄に記載した人数（以下『最低必要人数』という。）置くことができる」の部分については「下表の最低必要人数欄に記載した人員を常時置くことができる」とすべきであるという御意見をいただいております。

本年度実施いたします「市場化テスト」では、対象の登記所はいずれも各法務局・地方法務局単位で1庁でございます。したがって、実施要項も、22庁実施いたしますので22通りの実施要項がつくられることになるわけでございますが、そこでは対象登記所は1つでございますので、当然のことながら、私どもの実務経験者の配置を必要とするという記載は常時置いていただくということを求めているものでございますので、そのように考えているところでございます。

続きまして、実施要項（案）6の（1）のアの（ア）に規定いたします、基本事項（登記に関する知識等）という部分でございますが、それにつきまして、同等以上の知識及び能力を有すると認められる者の基準を明確にすべきであるという御意見をいただいております。

これは、前回のヒアリングの際にも申し上げましたように、基準に該当するかどうか、具体的に、この人で大丈夫かどうかという点について疑義がある場合には、入札説明会の後に、入札を実施いたします法務局または地方法務局において、そのような疑義をお持ちの方からの質問を受け付けて、それに対して的確にお答えをするという方向で対応したいと考えているところでございます。

次に、実施要項（案）6の（1）のアの（エ）に規定しております研修（接遇・クレーム処理等の研修体制）につきまして、外部の会社の研修を受講した方が質の高い要員を育成できる場合もあることから「研修を実施する社内研修制度を有すること」を「研修を実施すること」と修正すべきであるという御意見をいただいております。

この点につきましては、私どもの意図するところは、要はきっちりとした研修を実施していただくということを求めたいということでございますので、御指摘の点を踏まえて、そういった趣旨を明確にするような修正を施したいと考えております。また後ほど、修正点のところ、その点を御説明したいと思います。

それから、実施要項（案）6の（1）のイに規定いたします加点項目審査につきまして、相対的に優位等の判定をどのように行うのか明記すべきであるという御意見をいただいております。ただ、この点につきましては、評価基準を明確にいたしますことによりまして、民間事業者の皆さんの創意工夫を生かす余地というものが少なくなってしまうのではないかというふうにも考えられるところでございますので、要は基準を明確化しますと、それに張り付いてしまうというところもございまして、その点は原案を維持していきたいと考えているところでございます。

意見募集で寄せられました意見はそのほかにもございますが、主だったものは以上でございます。その他の点も含めまして、本日の小委員会での御審議の結果を踏まえて、結果をとりまとめて公表する作業を行いたいと考えております。

続きまして、実施要項（案）につきまして、前回のヒアリング以降、この御意見募集の結果をも

踏まえ、あるいはこの間、事務局ともいろいろ連絡を密にさせていただきまして、検討させていただきました結果、変更いたしました点につきまして御説明申し上げたいと思います。

まず、業務マニュアルの位置づけを明記いたしました。変更点といたしましては、2の(3)でございます。

前回のヒアリングの際にも、受託事業者の方がマニュアルにどの程度縛られるのか、拘束性はどの程度強いのかというような御指摘・御質問があったわけですが、その点を明らかにしたということでございます。

具体的には、法令や先例等に抵触しない限りにおきまして、手引と異なる取扱いをするということ、受託事業者の方々の創意工夫の発揮の余地があるということ、を明確化するというところで、そういう観点からの修文を行ったところでございます。

ただ、この手引と異なる取扱いが法令や先例等に抵触するものかどうかというところを、やはり私どもの方でもチェックさせていただきたいと思っておりますので、その場合には、あらかじめ提案書で、その取扱いについて提案している場合には提案書を拝見すれば、こういうふうにご覧いただけるんだということで、もし、それが法令なり先例なりに抵触すると思われる場合には、その時点で御指摘を申し上げることが可能だと思っておりますが、そういった提案書に提案されている場合を除いて、あらかじめ国の方に御連絡していただくということをお願いしたいと考えている次第でございます。

次に、利用者の満足度の点でございます。これは2の(4)のAの修文でございます。

受託事業者が実施することといたしております利用者アンケート調査の詳細につきましては、別途定めるといふこととさせていただきたいと思っております。この詳細につきまして、現時点ではまだ詰め切れておりませんが、私どもの心づもりといたしましては、入札説明会までには具体化をした上で、入札説明会の際にはそれを踏まえた御説明ができるようにしたいと考えております。

次に、委託費の減額の問題でございます。これは同じく2の(6)でございます。

ここにつきましては、私どもは1回当たりというふうにご覧いただいておりますが、虚心坦懐に文章を読んで、そこところはひょっとして十分明確に伝わらないかもしれないということも懸念されましたので、この5%を限度とする減額措置が1回当たりであるということ、を明確化する修文を行っているところでございます。

続きまして「4 入札参加資格」の表記でございます。

当初案の別紙7におきまして、各法務局ごとに統一参加資格のランクを記載しておりましたけれども、私どもの方で精査いたしました結果、すべての法務局がAまたはBの等級であるということが分かりましたので、別紙を設ける意味がないということで、本文中にそれを明記することといたしました。これに伴いまして、当初案の別紙7を削除いたしまして、当初案の別紙8以下をすべて1つずつ番号を繰り上げる修正を行っております。

次に、入札関係のスケジュールのところでございます。これは5の(1)でございます。

当初は、入札書の提出期限と提案書の提出期限を、いずれも大体、平成19年11月中旬ごろとい

うふうにしておったかと思いますが、落札事業者の提案どおりの取扱いが認められないような場合、先ほど申しあげましたように、創意工夫としてマニュアルと違う、こういう取扱いをしたいという御提案をいただいた場合に、その御提案の中身が法令あるいは先例とバッティングするというふうに判断されるような場合には、もし、それを変更するとなれば、事業者にとりましても入札額にも結果的に影響を及ぼすことになると考えられます。

そのような事態を避けますために、提案書受領後、その提案が法令等に違反する提案かどうかをチェックいたしました上で、もし、そういうものに該当すると考えられます場合には、あらかじめ、提案書を提出いただきました事業者の方にその旨を御連絡申し上げ、それを前提に入札金額等の検討をしていただくことといたしたいと考えております。

そういったことを可能にするために、若干、入札書の提出期限を遅らせまして、開札の直前、あるいは開札と同時にいうのも変ですけれども、近接した時期にいたした次第でございます。

続きまして、評価委員の入札制限の点でございます。これは、具体的には6のところでございます。

前回ヒアリングの際に、評価委員会を設けるということを御説明申し上げたところ、評価委員会のメンバーは入札参加者やその関係者は入るのですかという御質問をいただいたところでありますので、評価委員会の公平性を担保するために、入札参加者もしくはその関係者は評価委員にはなれないということをここで明記いたしました。

次に、実務経験者の部分でございます。これは6の(1)のAの(ア)でございます。

いわゆる「これと同等以上の知識及び能力を有すると認められる者」の点でございますが、これは先ほど、パブリック・コメントの際の考え方として申しあげましたように、具体的に、この人がその者に該当するかどうかということは、入札説明会の後、各局において質問を受け付けさせていただいて、それに対しまして速やかに回答させていただく。提案書提出期限に影響が及ばないような対応をさせていただきたいということで、その旨を明記したものでございます。

その次に、先ほどの意見募集の意見を受けた修正点が、6の(1)のAの(エ)、研修のところでございます。これはパブリック・コメントで意見募集の手続でいただきました御意見を踏まえまして「研修を実施すること」というふうに修文したものでございます。

その次が「イ 加点項目審査」でございます。

一番大きな修正点は、当初案では加点項目に受託実績というものを掲げておりましたけれども、前回のヒアリングでもいろいろ表現ぶり等をめぐって御意見をいただいたところでございます。私も一度持ち帰り、再検討をさせていただきましたところ、今回、この点は削除しようということといたしました。このことによりまして、他の加点項目の配点も見直しいたしましたして、各項目の配点割合につきましても配点幅を広げるという修正を施したものでございます。

続きまして、8の(3)でございます。受託事業者の方々に貸与いたします物品等について、受託事業者の責めに帰すべき事由によって、破損等による損害が生じた場合に、これを賠償していただくということで、その場合の責任を明確にさせていただいた。そういう記述を付加させていただきました。

次に、10の(1)のアの報告の部分でございます。

毎日あるいは毎月、報告いただきます様式につきまして、受託事業者からいただく御提案の内容によりましては、更に追加すべき項目が出てくるという場合も想定されますことから、協議によりまして項目の追加ができるような形での記述を付加いたしております。

次に、11の項目でございます。これはペンディングということで意見募集をさせていただいておりました、損害賠償に関する規定の部分でございます。

ここで、(1)におきまして受託事業者の不法行為責任、(2)におきまして受託事業者の債務不履行責任について規定を置くということで、その具体的中身を明確化させていただきました。

次でございますが、評価の方法のところ、12でございます。

サービスの質の点で設定いたしました利用者の満足度を図るために、受託事業者による年4回のアンケート調査を行うということといたしておりますけれども、同じ内容のアンケート調査につきまして、国が事業を実施しております登記所におきましても対象を数か所選定いたしまして実施するというようにいたしました。評価に当たりましては、国が事業を実施しております登記所との比較を行うということといたしております、このアンケート結果を活用するということを明記させていただいております。

本文の修正点は以上でございます。そのほかに、別紙の関係で何点が修正いたしております。

別紙8、これは旧別紙9、28ページになります。サービスの質に係る、これまでの国の状況について明らかにするということで、サービスの質の問題について設定いたしました誤発行・誤交付という点につきまして、国の状況を件数で示させていただいております。

次に、同じく新しく別紙8になるものもございますが、49ページ、53ページ、63ページの3か所でございますが、大幅な事件数の変動が見られるものについて、その事情を判明する範囲で詳細に記載するというようにいたしました。いわゆる、特殊要因が存在しているものについての特殊要因を明らかにするということでございます。

また、42ページの注記のところ、統廃合によると推定されるものにつきましては、具体的な統合された登記所名、それから、統合時期の明記を行っております。

その他でございますが、今回、御審査いただいております実施要項は本年度分、つまり来年度からスタートするものでございまして、私ども、これから毎年度、対象の登記所を新たに選定しては「市場化テスト」を実施していくことを予定してございますので、今回の実施要項が本年度分であるということを表題文に置いて、例えば平成19年度ということ明記することにより明確化を図らせていただきたいと考えている次第でございます。

なお、この実施要項(案)の修正部分は以上でございますが、前回のヒアリングの際に話題となりました私どもの試行の状況を分析していただいた第三者機関が入札に参加することの是非・当否の問題があったかと思えます。この外部検証を委託した事業者について参入を制限するかどうかという点でございますが、前回、取られようによっては誤解を招くおそれが懸念されるということも申し上げたわけでございますが、前回、最終報告書を他の入札参加予定者に開示することによって公正性の担保が図られるのではないかという主査からの御示唆もいただいたところでもござい

す。

したがいまして、そのような当小委員会における御指導を踏まえまして、この検証結果報告を入札参加予定者全員に配付することによって公正性の担保を図ることといたしまして、今回の委託に関しましては参入制限をしないという方向で対応してまいりたいという検討結果となったことを御報告申し上げたいと思います。

以上でございます。

櫻谷主査 このことについて、何かご意見・ご質問がありましたら、よろしく願いいたします。

小林副主査 いろいろ大変な苦勞をなさったと思います。感謝します。

業務マニュアルのところ、こういう位置づけをしていただいたのだけれども、これだと、受託事業者が法令に反しない限りにおいて創意工夫を発揮するという位置づけになっているのではないかと。私が気にするのは、入札説明時において希望者に対して貸与するということがあって、その時に入札希望者はそのマニュアルを見て、マニュアルの法令に反しないところでどのような創意工夫を発揮することができるかということ、多分、提案書の方に盛り込みたいと考えるのだと思う。

その提案書を作成するときに生かしたいというところが実は重要で、そのときに、勿論、法務省とのやりとりがあって、これは法令に違反しないかどうかということのやりとりをすると理解しているが、3ページ目の5のところのスケジュールとの関係で、そのやりとりをどこでやるのかということも重要だ。

團藤課長 例えば、具体的にこういう取扱いが法令ないし先例に反するのかどうかという一般的なお尋ねでございましたら、それは適宜していただいてもいいのではないかと。先ほど申し上げましたように、実務経験者というのか、専門的知識を持っている者に準ずると認められる者として、この人はどうですかというご質問に対して対応させていただくのと同じように、こういう取扱いは登記関係法令あるいは先例に違反して許されないのかどうかというような一般的なお問い合わせでしたら、多分、いつでもお出しただけだと思いますし、それに対しては適切に対応させていただきたいと考えております。

小林副主査 そこで、例えば3ページ目の5の(1)のイで、入札説明会は9月下旬ごろで、質問期限は10月上旬ごろで、提案書の提出期限が11月上旬ごろで、質問期限と提案書の提出期限までに1か月の期間があるような設定になっているではないですか。だけれども、提案書を作り込んでいく上では、この話は非常に重要なので、もう少し質問期限を延ばした方がよいのではないかと。思うし、こここのところで、また書きのところ、先ほど事務局ともお話をしたけれども、入札説明会で貸与して、それについて質問を受け付けますということ、5番のどこかにもう少し書き込んだ方がよいのではないかと。

團藤課長 今、またとおっしゃったのは6のところですか。

小林副主査 今、またと言ったのは2の(3)に今の位置づけがあるではないですか。その一番最後の文章が「また、同手引きは、入札説明会時において」というところで、ここで受託事業者から飛んでしまっている。入札説明会の時に、受託事業者といったら、もう決まってしまった人ではないか。そうだね。

團藤課長 はい。

小林副主査 だから、そうではなくて、受託を決めてしまった人に対して重要なのではなくて、もっと入札に手を挙げている人たちに対して重要だという位置づけの方がよいのではないかと思う。ここに「受託事業者」と書いてあるのは、決まってしまった人だね。そうではないのか。

團藤課長 これは「また」からが変わっておりますので、申し訳ございません。「入札説明会時において」というのは入札説明会に参加された方に対してという意味です。

小林副主査 それはわかっているけれども、「なお」のところは受託事業者のところでかなり厚く書いてあるではないか。

團藤課長 ボリュームとバランスでございますね。

小林副主査 そこが重視されているように思われるので、そうではなくて、手を挙げるときにいろんな創意工夫をしてもらいたいから、それを貸与するのだという位置づけの方がよいのではないかとやっている。

團藤課長 分かりました。ご意見を踏まえて、その趣旨を明確化できるような表現を考えたいと思います。

小林副主査 あと、もう一点、先ほどの減額措置のところ、**「1回につき」**というのを入れて、そのところが**1回につき**というのは、誤交付**1回につき**ということか。

團藤課長 はい。

小林副主査 2回はないかもしれないですけども、2回だったらどうになってしまうのか。

團藤課長 それぞれの回ごとに考えるということです。

小林副主査 多分、意見で出てきた、民間事業者にとって非常に負担が重いのではないかとされているのは、ここで から までの状況等に応じてという、勘案するところですね。勘案するのが、どの程度、勘案されるのかというのがわからなくて、誤交付したら原則減額されてしまう。だから誤交付したらリスクを引き受けなければいけないと入札者は思ってしまう。だから、その部分の書きぶりを工夫されたい。

團藤課長 誤交付はあっては困る話なのです。我々も全くないわけではないので、そういった意味では、それではおまえたち官は完璧なのかと言われると、実際、誤交付の事例が残念ながらあるのですが、ただ、それはあってはならないものですので、そういった意味では重く受け取っていただきたいというメッセージはあるのです。

紺野民事調査官 ただ、誤交付した事実のみではなくて、ここに書いてございますように「受託事業者が、その責めに帰すべき事由により」ということですので、その事由がなければ、当然、それは入ってこないということになりますので、やはり責めに帰すべき事由があれば、そこはペナルティーが当然入ってくるということになると思います。

小林副主査 通常だと、書き方としては多分、「誤交付があったら原則ペナルティーだ。ただし、例外的に勘案する場合もある」というただし書きみたいなものが普通ではないのかと思う。

状況等に応じてというところが、不透明なわけだ。そこをどのぐらいリスクテークしたらいいのかというのがわからないのかな。原則、誤交付はいけない、あってはならないことだから、ペナル

ティーですということだとは思う。

團藤課長 条文的に書くとすればおっしゃるとおり、「原則ペナルティーだが、この場合は勘案することができる」という書き方になるでしょう。しかし、民間事業者が受けるイメージの問題もあるかと思いますが、そこのとこでできるだけ、我々としては誤交付をしてもらっては困るし、ペナルティーはしっかりと自覚していただきたい。けれども、過度に重いペナルティーがあるのではないかとということで原則系を外した、グニャグニャした表現になっているのです。

小林副主査 微妙な言い方だね。

團藤課長 要は、 から までで原則とただし書きのような書き方にして、かえってきつい印象にならないかどうかという辺りのところが懸念される部分です。

小林副主査 「状況等に応じて」と書いてあるということは、5%ではなくてそうではない場合もあるという意味合いではないのか。

團藤課長 5%は上限ですから、どんな場合でも1回当たり5%を超えることはない。

小林副主査 限度として減額するからだね。

團藤課長 はい。ただ、こういった状況を勘案しますから、ゼロということはないですけども、整数レベルで言えば1から5までの範囲内で、こういった事情を勘案して具体的な数字が決まるということをご指摘のとおり、寄り道をいっぱいしながら変えているというのが実情でございます。

榎谷主査 最終的に、この何%はだれが決めるのか。つまり、各法務局で決めるのか。

團藤課長 そういうことになると思います。

榎谷主査 そうすると、不公平とかは出ないのか。あの人は1%で済んだけれども、うちは5%ではないか、けしからぬとかね。

團藤課長 考慮すべき事情は、まさにケース・バイ・ケースでございますので、どの程度類型化できるかという点では難しい。お客様のお怒りの程度も多分、ケース・バイ・ケースで、同じような過誤をやったとしても、怒り狂われるお客様もいらっしゃれば、心の広いお客様もいらっしゃるということもありまして、そういった意味で、なかなか画一的な基準というのは難しいです。

榎谷主査 だから難しいだけに、やはりどこかコントロールする部署があって、まあ本省でもいいけれども、そこで最終的に決裁をやるとかという形にしてもらったほうが良い。あまり法務局間で格差があっても困る。

團藤課長 私どもの方でも、そこは関心を持って、当然、契約に基づく措置を取るわけでありまして、榎谷先生の御指摘のとおり、極端なアンバランスがあるようでは困りますので、私ども本省としても関心を持って目配りをしていきたいと思っております。

榎谷主査 よろしいですか。どうぞ。

佐藤専門委員 1点だけ、入札実施要項(案)の修正していただいた3ページの5のスケジュールの(1)のエとオで、提案書の提出期限と入札書の提出期限をずらした理由について、先ほどマニュアルと違う提案を許すということになったので、その部分についてチェックされるということをご例として伺った。それでなるほどと思ったけれども、総合評価一般競争入札の場合に、価格以外の提案を先に出させて、発注側としてチェックして、要するに團藤課長の方から伺ったのはマニ

アルと違うことを提案していて、それが法務省として受入可能かどうかのチェックを行いますということだった。

ある意味では、その部分はそれでよいと思うけれども、提案書だけ出てきて、先にチェックしてみても、今度はマニュアル以外の部分です。ここは気に食わないとか、いろいろ出てこないのかというのがある。

一つはご案内のとおり、公共工事の品質価格に関する法律というものが、高度の技術提案というものを求めた場合に、発注側から改善を求めるとか、あるいは改善の機会を与えるとか、そういう形で総合評価の訂正部分に関する提案内容をある程度、それを皆さんは競争的対話とおっしゃっているようですけれども、発注側の意図がきちんと伝わっているかどうかを、最終の提案書を出す前の段階で、ある程度調整しましょうというプロセスを設けましょうというのがあって、あの法律は当然今回は適用がないわけですけれども、伺っていると、趣旨としては、法務省の目から見ると要求水準未達の提案が出てきてしまって、この内容でやられても困るという部分について、多分、改善を求められることとなる。

先ほど、マニュアルの部分に限っても、例えばこれは受け入れ難いということをおっしゃったとして、そうすると、提案書は別途書き直したものが出てくるわけですね。その場合に、この提案の定性評価に関わる提案内容に関して、法務省側として、どの部分について注文をつけるつもりなのかというのがよく分からなくて、ある意味では、業務要求水準未達の提案が入札書と一緒に出てきていて、読んだらそれでアウトだといって失格にするのは忍びないので、マニュアルと違うことをやるのだったら、どういうことをやるのかあらかじめチェックして救済措置を取るというニュアンスなのか。

團藤課長 私どもは、要はマニュアルに縛られてしまったのでは創意工夫が発揮できないでしょうというご指摘をいただきましたので、そこは創意工夫を発揮していただける部分はできるだけ発揮していただきたい。

ただ、登記という事柄の性質上、やはり法令と先例、安定性の観点から、そこにバッティングしていないかどうかの点のネガティブチェックだけはさせていただかないと、その提案どおりの実務を行われたのでは困ってしまう。したがって、そのネガティブチェックをさせていただいて、そのネガティブチェックの結果をお伝えした結果、その部分を、つまりマニュアルとは違う運用をしようとしたところは一部手直しされるかもしれません。そうすると、それは当初、考えていた形とは違ってきますので、入札しようとする価格にも反映するかもしれません。

だから、同時ではなくて、価格を1回、考え直される機会をとということで、このタイムラグを設けているのです。それ以上のものでも、それ以下のものでもございません。

佐藤専門委員 本件は、非価格要素の審査に必須項目と加点項目があって、必須項目部分を見ようと思えば、この提案書に出てきた段階で見られるわけですね。

團藤課長 そうです。

佐藤専門委員 だから、その必須項目の審査の部分に関わるところを見ていて、これは失格だと思ったとしたら、ここで例えば、できるだけ多くの方に出てきていただきたいから救済したいとい

うのであれば、それをやるのかやらないのか聞いている。

だから申し上げたいのは、競争環境を整える観点から直していただきたいと思われることが、もうちょっとマニュアルよりも幅広い部分で、特に必須項目審査の部分で出てきた際に、その指摘を、11月末に出てきた提案書に対して反映させるのかさせないのかという点は、事前に方針を決めておいた方が良い。

團藤課長 必須項目審査の関係で申しますと、多分、ある程度の短い期間でその部分が解消できるかどうかというのは、まさに、この実務経験を有する者、あるいはそれに準ずる者の部分のところであろうと思われます。それ以外のものは、なかなか体制が整っていることというのは、見て整っていないと思って申し上げて、1か月で急に整うのかという問題もいろいろあると思いますし、そういった体制が整っているというところはお出しいただけるだろうと思いますし、また、その他のコンプライアンスとか業務処理体制の辺りのところも、ないというのでは困りますけれども、多分、あるということを前提にお出しいただけるだろうと思っております。

先ほどの実務経験を有する者、あるいはこれと同等以上の知識・能力を有する者につきましては、先ほどご説明申し上げましたように、前広に、この人はどうですかということのお問い合わせを受け付けさせていただいて、それに対して、そういう方だったら大丈夫です、あるいはちょっとその方ではということはお事前にお伝えするという形で運用したいと思いますので、そういった意味では委員がおっしゃるような最後の段階でどうというものはあまりないのかなと想定しております。

ただ、やってみませんと具体的にわかりませんので、今、申し上げられますのは、今回の修正の主眼といたしましては、創意工夫としての部分について、登記という性質上、ゆるがせにできない法令・先例とのバッティングがもしある場合には、それをあらかじめお伝えして、それを見直していただいた提案書を出していただける機会を確保しつつ、それを前提として入札金額を再考いただけるような期間をタイムラグとして設けたいということでございます。

佐藤専門委員 ちなみに、法務省側から指摘があった場合には、修正した提案書というのは、この入札書と一緒に12月中旬に出すことになるわけか。

團藤課長 提案書自体は一応、提出期限を設けておりますので、私どものイメージとしては、提案書提出期限前にお出しいただいたものについて見て、どうもバッティングがあるということであれば、速やかにご連絡を申し上げて、提案書提出期限までに修正してでも提案をしたい、入札に参加したいとお考えの事業者には提案書提出期限までにそれをご対応いただく。

ただ、問題は、価格を幾らにするかというのは当初、こういった工夫をすれば、こういったところでコスト削減が図られるから、このぐらいの金額で入札しても、きっとペイするだろうとお考えになっていたところが、いや、そのアイデアは、申し訳ありませんが、法令上あるいは先例との関係で取り得ませんというご指摘をさせていただいた場合に、当初予定していた入札価格ではペイしないということになりますと、事業者さんの方でも、もう一度、入札金額をどうするのかというのを詰め直さなければいけないだろう。その関係で、入札書の提出期限との間にタイムラグを設けさせていただいたということでございます。

佐藤専門委員 そうすると、応募をされる方は提案書のファーストドラフトと言ったらいいの

か、それはこの質問期限と同時に出して、直したものの最終提出期限が11月上旬だということか。

團藤課長 そういうのもありかもしれないです。

佐藤専門委員 そうすると提案書は実際のところ、この10月上旬までに作らねばいけないのか。

團藤課長 10月上旬というのは提案書提出期限ですね。

佐藤専門委員 そう。

團藤課長 質問期限につきましては、先ほどもっと延ばしたらどうかというご指摘もいただきましたので、これはもうちょっとご指摘を踏まえて検討します。

佐藤専門委員 提出期限までに金額をご検討いただくのね。

二宮補佐官 はい。

櫻井参事官 先ほどの法令との整合性というのは、今のお話だと、まず期限は工ですね。工までに出てきて、その後、法務省が見たら法令に違反をしているという事案が判明する場合がありますよね。

團藤課長 ぎりぎりに出てきた場合とかですね。

櫻井参事官 ぎりぎりに出てきた時にはどうされるか、というのが多分委員のご質問の趣旨だと思いますが、その場合、法令違反であることは提出期限後に判明する話なので、これはもうアウトだということで却下するという事なのか、それとも、その後も、間違っている箇所を修正して再提出していただくのか。例えば、入札書提出期限までなら修正を受け付ける、とされるのか。そのところがはっきりしていないということだと思うのですが。

島田局付 このようにした主眼は、提案を前提とした入札金額の修正の機会を与えようということですので、現段階で考えておりますのは、提案書提出期限までに出された提案書について、期限内にこちらの方で連絡して、期限内に再度、提案を出せるような場合にはそれは受け付ける。

ただ、期限が切れてしまえば、それは単に、こちらの方からこれは法令違反です、先例違反ですということをお知らせするだけで、要するに提案は受け入れられないということをお前提に入札金額を考えていただいて、入札書を提出していただくことになると今のところは考えております。

佐藤専門委員 だからそもそも法務省サイドとしては、出てきた提案を見てだめ出しはするけれども、代わりにここをやれとは勿論おっしゃらないと思う。そうだとすると、金額をはじくというのは、実は法務省からだめ出しされてしまったので、それに代わる案を考えなければいけない。

團藤課長 あるいは、マニュアルどおりにするという事です。

つまり、法令に反する、先例に反するという創意工夫の部分は、違反しますということを申し上げるといことにならざるを得ない場合には、それは実施できるものとして、提案としては私どもは受け取れないということになりますので、それを実施することを前提として金額を算定しておられると、その場合には思わぬことになってしまうかもしれません。そういうことをあらかじめお伝えするということになると思います。

したがって、前広にお問い合わせをいただいているような場合とか、前広に提案書を出していただいている場合には、やはりご提案のアイデアというのは法令あるいは先例にバッティングしますということをお伝えして、場合によったら、その部分を、ここをこう直せば、更にマニュアルとは

違うけれども、マニュアルよりもちょっと工夫のある形に直るのではないかということをお考えになれば、それは提案書提出期限までの間にそういう修正を出していただければ、それは考えたいと思います。

佐藤専門委員 そうすると、期限というのは文字どおり期限であって、早く出した人は添削してもらえらる機会があるけれども、期限ぎりぎりに提出して、法務省が見たらアウトだった場合は、即アウトということですか。

團藤課長 一応、提案書提出期限というものはそういうものとして考えております。

佐藤専門委員 そうですか。

紺野民事調査官 この後に後続としてやる評価委員会というものが入っておりますので、それをあまりやっていると、今度は評価委員会での評価ができなくなりますので、ここはラインを引かざるを得ないという部分があります。

佐藤専門委員 わかりました。

小林副主査 先ほど、私が質問期限を延ばしたらどうかと言ったのは、そういう意味合いがある。だから、提出期限は提出期限で切ってしまうと、そこからは、それまでに質問期限を延ばしていただいた部分で創意工夫を生かしてもらって、法令に準拠した提案書を出していただいて、そして、エのところでアウトになってしまったら、それはそこまでやらなかったということだね。

榎谷主査 マニュアルどおりやるしかないね。

團藤課長 この質問の提出期限を、ご指摘を踏まえて延ばす方向にいたしたいと思います。

榎谷主査 ちょっとわかりにくかったのは、これはあくまでも提案内容というのは、これで質問書かと思っていた。提案内容を提出するということは、そこから審査があって、イエスかノーか判断して、それではこれはこう直したらどうでしょうかというような、ここから試行錯誤するのかと思ったのだが。

團藤課長 そこは評価委員会の手続に入っまいますので、第三者に見ていただくということになります。そこであまりふらついているようですと、評価委員会にも評価をいただきにくいということでございますので、この提案書提出期限で一応、区切りを付けさせていただきたいということでございます。

榎谷主査 提案書と入札書というのは、別の様式がちゃんとあるのね。提案書がくっついてくるのか。入札書は金額を入れてですか。

團藤課長 金額だけ別の様式になります。

榎谷主査 でも、基本的には提案書とセットにはなるわけだね。入札だけではなくて、提案書と違うことをやってはいけないわけね。

團藤課長 はい。提案書を前提とした入札金額ということになります。

榎谷主査 もし、提案書がノーだった時、マニュアルどおりやるとなるが、マニュアルどおりであるという書類を出すのか。事前に打ち合わせを十分せずに、ギリギリに提出してしまった。これは状況によったらノーですね。そうすると、マニュアルどおりにやらなければならない。そうすると、マニュアルどおりやりますという書類を出せば良いのか。

團藤課長 それは最終的には契約上の問題であり、契約書にそこがしっかり明記されるということになると思います。

櫻井参事官 そうすると、違法なものが出来た時には、これは必須要件を満たさないということで排除されるという理解なのでしょうか。

團藤課長 そうではなくて、要は創意工夫の部分がないという扱いになります。加点項目等は扱わないということになります。

櫻井参事官 加点項目はないけれども、失格にはならないのですね。

團藤課長 なりません。つまり、マニュアルどおりやっただけであればいいわけです。

小林副主査 そうではなくて、5 ページのところの法令に反しない範囲におけるサービスの質の向上というところで、アウトにはならない。

島田局付 加点項目です。

櫻井参事官 とおっしゃるのは、例えば 11 月の期限のぎりぎりに提出されるとします。今のお話ですと、その後は修正する余地はないわけです。そうすると、違法なところがあったので、その部分はマニュアルどおりやらないとあなたはだめですということを入札した事業者に教示して、その教示に基づいて事業者は、例えば価格を下げることになるのでしょうか。

團藤課長 はい。

榎谷主査 それでは、趣旨としては、質問の段階でほぼ完全なものを出しておかないと駄目だということか。事前に打ち合わせしておかなければいけないということですね。

團藤課長 質問提出期間をご活用いただいてという形になると思います。

小林副主査 だから、そこはよく説明された方がいいですね。

團藤課長 説明会でも、その点はしっかりとご説明申し上げたいと思います。

榎谷主査 よろしいですか。これは誤解される可能性があると思うので、明確に入れていただかないと、応募者が、後から修正がきくではないかと思われるという意味がない。

あと、例の同等以上の知識及び能力を有する者は事前に相談に応じますということですが、この人がイエスかノーかという判断をするわけだね。そういう質問などについて、情報公開請求があった場合、公開はしないのだね。

團藤課長 それはしないです。

榎谷主査 質問があったら、その人だけの話ということか。

團藤課長 そういうことを考えています。

榎谷主査 質問があったときに、質問によっては、できればその段階で公開した方がフェアなのかなと思ったのだが、そういうことは難しいですか。

團藤課長 要は、具体的なこの人という形で出てくる質問でしょうか。

榎谷主査 Aさん、Bさんという名前は出せないでしょうけれども、こういう経歴であれば、一応、イエスとしたということ、質問があった際に事前に公開すれば、それを踏まえて民間事業者の皆さんは選ぶだろうからね。

小林副主査 属性だけを出すということね。

團藤課長 どの程度、一般化できるかということで、キャリアを全部出してしまうと、特定の意識が必要かなと思います。そこはなかなか難しいところですね。

榎谷主査 とりあえず、質問があったときには、その質問の範囲内で答えるけれども、質問の内容とか判断については、入札予定者に対しての公表はしないということだね。

團藤課長 多くの場合は、自信を持って人選されて質問していただけるといいますから、ある意味、お墨付きという意味合いが大きくなるのかなと期待はしております。

榎谷主査 それから、アンケートについて、これは「別に定める実施方法」と書いてあるけれども、この実施方法は、4回やるというのをやめにして、回数なども実施方法で定めるのか。

團藤課長 回数は一応、4回を考えております。ただ、詳細については細かく決めた上でということになるのではないかと思います。

榎谷主査 あと、アンケートの内容については別紙6で決まりということだね。

團藤課長 はい。

榎谷主査 中身まで変わるのであれば、事前に監理委員会への報告をお願いしたいと思ったのだが、中身は変わらないということだね。アンケートのやり方の話だけということだね。

團藤課長 はい。

榎谷主査 分かりました。

それから5ページの加点項目の配分です。これはかえって差がついてしまったような気がするが、これは仕方がないのか。

二宮補佐官 創意工夫の方を重視したといえますか。

榎谷主査 すごく差がついてしまっているという感じがして、ますます某何とか協会が勝ちそうな気がしてならない。標準だと、30点の差がついてしまう。一つの目安で劣位になったら勝ち目はない。

小林副主査 評価の尺度が非常に粗いので差がつくという形になっている。だから、4つですけれども、グッドと普通とバッドしかない。

榎谷主査 相当点数的に差がついてしまう。これはどう考えているか。

佐藤専門委員 これは、評価する際に同順位という評価は無しという前提か。

島田局付 それは有るものと考えます。

佐藤専門委員 有りが前提ですね。

榎谷主査 これは相対評価だね。

島田局付 相対的にということで分かりにくいのですが、私どもが今考えておりますのは、各評価委員が上限の点数を持っていて、各項目について点数を入れる。要するに、半ば絶対評価に近いものがあって、例えば2者入札に参加したとしても、ある項目について両者ともAだという評価もありかなと考えております。

榎谷主査 だから、絶対評価に近いと理解していいか。

島田局付 はい。

榎谷主査 分かりました。相対的だと必ず差がついてしまうので、もう某協会に決まってしまう

ているのか、とあって心配した。

よろしいですか。

今、課長の方から最初に説明があったように、平成 20 年度は今回の入札実施要項でやるということで、次回についてはまた色々なデータ等を取っていただき、精度を上げていただくということが必要だと思うので、一応、確認させていただきたい事項としては、まず「実務経験者等の配置」については、今回の実施状況を見た上で、もう少し次回以降に必要なに応じて、要否とか人数などの見直しを行っていただきたいということ。

「サービスの質の指標と委託費の増減額」について、これも満足度の設定の見直しとか「待ち時間」「事務処理時間」などの新たな指標の導入とかその測定方法の開発などにつきまして、やはり次回以降の実施要項の策定につきまして、更に検討を続けていただきたい。そして、これに併せて、委託費の増減の在り方についても、今回はある意味で仕方がないとしても、検討していただきたいということ。

「情報の開示」については、多くの民間事業者の参入を促す意味からも、次回以降の実施要項において、今、データは取っていないということだが、窓口・郵送・オンラインの別とか、印刷とか複写などの作成方法別に示した業務量を表示できるような統計の取り方を工夫していただいて、情報開示の範囲とか内容についても改善していただきたい。

「窓口取扱時間の延長・拡大」については、現在はやむを得ない部分はあると思いますけれども、今後は、民間事業者も創意工夫の発揮という観点から、延長とか拡大について前向きに検討していただきたい。

「外部検証の最終報告書の公表」については、これは、今回は他の入札参加者との公平を図るために、入札参加者に確実に公表していただきたい。

「民間事業者との連携・協力」については、民間事業者による本事業の円滑な実施に資するために、各登記所において、研修への協力だとか引継ぎに必要な措置、あるいは実施開始後の協力が確実に行われるように、本省から各登記所の方に十分な御指示をいただきたい。

あと、やはり入札者が決定したときにご報告をいただきたいとあって、また事務局からも要請があると思うけれども、落札者決定に関する委員会への報告を是非していただきたいと思うのだが、これについていかがか。

團藤課長 このご報告は、当小委員会あるいは親委員会の方ですか。

榎谷主査 小委員会への報告で良いのですか。

徳山企画官 はい。

團藤課長 落札者決定の後ということでしょうか。

榎谷主査 評価がなされると思うので、どのような形でやったらいいのか。我々も参考にしたいとあって、次回の参考になると思うので、是非、どういう経緯でどういう課題があったかとか、そういうことも含めて報告いただきたい。

團藤課長 入札手続の、今、ここでご審議いただきました際に申し上げたようなスケジュールが実際にどういうふうにとり行われたのかということと、その結果ですね。

榎谷主査 そうだね。我々も勉強しなければいけないところがたくさんあるので、今後の参考になるのではないかと考えている。

團藤課長 ご指示があればご報告申し上げます。

榎谷主査 よろしく願いいたします。

(法務省関係者退室)

榎谷主査 よろしいでしょうか。

本日、これで確定ということでよろしいですね。

一部修正があるね。小林先生がおっしゃった点について、調整していただくような形だね。

徳山企画官 はい。形式上ですが主査一任ということでお願いをいたします。ただ修文につきましては早速、月曜の朝一番にお届けいたしますので、よろしく願いいたします。

榎谷主査 小林先生がおっしゃったことは、本質的な問題だ。確かに、これは順序が間違っていると思う。

徳山企画官 あと、質問期限の問題ですね。これは延ばすということです。

それから、細かい話でチェックし切れなかったのですが、年4回実施というのが落ちてしまっていますので、これは復活させておきます。

榎谷主査 そうですね。確認したら、4回やるのだという話がありましたね。

徳山企画官 それでは、社保庁の方に入ることとします。

(社保庁関係者入室)

西田室長 社会保険庁の国民年金事業室長の西田でございます。この度、9月1日付けで新たに室長を拝命いたしました。委員の皆様方には日頃から社保庁が大変お世話になっておりますけれども、引き続きよろしくお願いをいたしたいと思っております。

榎谷主査 今日は、国民年金保険料収納事業の民間競争入札の実施経過につきキッチリと報告していただくこととする。

西田室長 本来ならば、私どもの部長がまいりましてご説明申し上げるところでございますけれども、当方も年金記録問題等で大変な混乱となっているところがございますので、国会対応や総務省の社保庁監視委員会への対応等で奔走しておるものですから、私どもで代わってご説明させていただきますけれども、ご了承のほどをよろしくお願い申し上げます。

今の国民年金保険料収納事業の「市場化テスト」の状況ですけれども、この7月9日に当委員会に付議いたしまして、本年10月から95か所の社会保険事務所で実施するというご承認をいただきまして、現在入札の手続を進めているところでございます。

1地区2事務所を除いて、概ね入札の事務は完了しておりますので、一応、順調に「市場化テスト」をスタートできるのではないかと考えておりますが、ただ1件、武蔵野社会保険事務所と青梅社会保険事務所を統合した多摩地区の案件で、私どもは、当委員会の方にご承認いただいております事務の中で、若干、一部、資料に誤りがありまして、その誤りが入札過程の中で発覚したわけですが、本来ならば当委員会の方へキッチリとご説明申し上げて、ご了解いただいた上での手続が必要だったのですけれども、説明することなく今日に至ってしまったことについて、この場をお

借りましてお詫びを申し上げます。

具体的なお話をさせていただきます。

今年10月に青梅社会保険事務所を、立川社会保険事務所の43%程度の規模を分離して立ち上げる予定です。青梅では最初から市場化テストを実施していこうと思っておりますが、青梅の要求水準等の算出表において、新設事務所ということでまだ実績等もないので、ベースとして現在の立川事務所の状況をベースに検討してきたところです。

その過程の中で、本来、青梅事務所の話ですから、青梅事務所に限った、立川事務所ベースを100%とすると43%相当程度のボリュームの事務所の数字となるべきものです。

しかしながら、新設する青梅事務所の計数として、立川事務所の計数をそのまま資料の中で使って、当委員会でご承認いただき、入札の手続を進めるという結果になってしまったところです。

入札説明会の後に、この数値の間違いが発覚しまして、私どもの独自の判断で当委員会へご説明することなく、そのまま入札に参加した業者の方に数字の訂正をし、進めてしまったわけですが、その案件で、先方の入札価格が当方の設定した予定価格を少し上回る価格になってしまって、不落札という大変な状況となってしまったわけです。

私どもとしては、それを再入札という形で、9月4日に再度入札公告を出しまして、一応9月6日に入札説明会を行いまして、9月14日を入札書の提出締切とし、9月28日に開札という予定で、何とか10月1日からのこの事業を円滑に「市場化テスト」へ出したいと考えている次第です。

この間、私どもの不手際につきましては、ご指導いただいている皆様方のご了解を得ることなく、私ども単独で勝手に動いたわけでございますが、改めてこの場をお借りしましてお詫びを申し上げますけれども、何分大変厳しい状況の中で私たちも事業を進めておりますので、できれば10月1日から、スムーズにスタートを切れるような特段の配慮を、一つよろしくお願い申し上げます。

榎谷主査 何かご意見はありますか。

小林副主査 これはつまり、手続上入札不調になったというよりも、競争入札を何のためにやるかというか、民間の創意工夫を生かして、できるだけサービスを効率的にかつ質を保ってやるということが目的なわけで、その時の情報に間違いがあったということ自体が、民間事業者に対してコストを課しているということになるのが、本当に分かっているのか。

だから、このシステム自体が円滑に進むためには、当然のことながら官の方がキチンとした情報を出して、その情報を基に競争するというでなくてはいけない。すなわち、あなた方社保庁は出した情報が間違っていたんですよと簡単に言うけれども、そういう問題だけではなく、競争条件自体を官が阻害してしまったという大変なことだと分かっているのか。競争を促進して国民に対して良い公共サービスを提供しなければならないのに、それ自体を官の方がもってしまったというところが最大の問題だ。

こういう失態があると、やはり民間の方でも、官が出した情報が本当に正しいのかどうかということに対して疑いを持つことにもなりかねなくて、そうすると、なおさら競争市場が働かなくなってしまうという重大な結果になるということを実際に認識しているのかと聞いている。

注記事項にそう書いてあるといっても、青梅社会保険事務所の注記事項の中身が立川社会保険事

務所の経費だと書いてあるわけで、このような失態は普通では全く考えられない。だから、そういう観点をキチンと分かった上でやってもらわねばならぬ。このような不誠実なことでは駄目だと言っている。本当に分かったのか。

西田室長 分かりました。

樫谷主査 佐藤先生、何かありますか。

佐藤専門委員 今の説明を聞いて非常に不思議に思ったのは、すなわち入札説明会実施後に青梅社保事務所分のみの正しい要求水準を提示したのだよね。

西田室長 入札前に、業者の方へは提示させていただいたのですけれども、今、小林先生もおっしゃるように、最初からそういう手続でないと、本当の意味での競争は働かないかもしれません。

佐藤専門委員 最初の入札が不落になった原因というのが、予定価格オーバーと聞いていたが、違う事務所分の数字も入っている誤った要求水準で応募された方が積算したために、予定価格がオーバーしたのかなと思ったのだが、そうすると、そうではないのだね。

西田室長 はい。ただ、コストの方は立川事務所分を出しているのですが、そのところを開示の仕方がうまくなかったから、受け取り手がうまくキャッチしていただけないという部分もあって、今回の間違えた部分と、コストのところを立川を置いたところが、相関関係でどうなのかというのは、実はなかなか難しいところです。まず私どもが情報を開示したときに間違えたというのが一義的にあるものですから、被保険者数等を間違えていなければ、民間事業者にこのところで喚起できたという要素もあったかもしれないです。結果は不落になったということでした。

佐藤専門委員 全国で実施した中で、予定価格オーバーで不落になったのは、ここだけということか。

西田室長 ここだけですわね。

佐藤専門委員 受取手がキャッチしていないのが悪いという態度なのか。不落は立川社保事務所だけなのに、立川社保事務所の数字を誤って民間に提示したと、不落という重大な事態には、何の関係もありませんよという態度だが、そう理解しているのか。そうではないだろう。いったいどういうことなのか説明せよと言っている。

西田室長 関係ありませんというのではなく、立川事務所のボリュームで相手がコストを計算してきた可能性もあり、結果として落札価格が予定価格よりも高くなったという実態があったということです。

佐藤専門委員 そうすると、入札説明会の後に青梅分の要求水準だけは示したと聞いているが、しかしながら、応募した民間事業者には伝わっていなかったと言うわけか。キッチリと説明してもらおう。

西田室長 最後の立川事務所分だという断り書きをどこまで相手が把握できたかという問題もあって、私どもがしっかり被保険者数を示せば、相関関係で相手は正しいところへ行き着いたのかもしれませんが。入札の時点で今話を説明ポイントとして十分に説明すればよかったのかもしれませんが。

佐藤専門委員 あと、これは単純に地名の問題なのか、保険事務所の名前として、立川、武蔵野、

青梅と出てくるんですけども、青梅は立川から一部を分離しますという説明だったはずだろう。この武蔵野事務所というのは何なのか。

西田室長 地区を、1事務所では1契約ではなくて、隣接している地域を1つのブロックとして、2事務所分を1つの入札単位としてやっているという意味です。

佐藤専門委員 武蔵野足す青梅が立川なのですか。訳が分からない。

矢口室長補佐 補足しますと、東京23区内の事務所以外には、今回、入札対象が2か所ございまして、それが武蔵野と青梅ということです。事務所としては多摩地区には他に八王子等いくつかありますが、固まりとして23区内の中で5つぐらいのグループ分けをして、あと多摩地区ということで、残りの2か所として青梅と武蔵野というグループになっております。

事務所の管轄区域としては、立川の中の一部が青梅を構成しており、それとは別途、武蔵野市ですとか小平市とか、ああいった辺りで武蔵野ということで、事務所の管轄としてはそれぞれ分かれております。

佐藤専門委員 説明がさっぱり分からないのですが。結局、要求水準を示した際の数字が、実はミスをして多目に取ってしまったんでしょ。間違えたわけでしょ。

西田室長 青梅の部分だけが、立川の数字をそのまま載せてしまっていたということのようですね。

佐藤専門委員 それでは、数字の43%分というのは一体何なのか聞く。

西田室長 業務量から言えば、立川を100%としたときに、43%を切り出して青梅の事務所を作ったとご理解いただければ、43%相当の見込みをしてもらったようなコストを出さなければいけなかったんですけども、私どもが示したのは100%のままのコストで、示しているのは立川分ですよと書いた断り書きだけで民間に示したものですから。

佐藤専門委員 だから、地名が多摩・立川・青梅・武蔵野と四つ出てきて、その関係が、今回の社保庁の提出資料を見ていてもさっぱり分からないではないか。分かるようにしっかりと説明せよと言っている。

西田室長 多摩は、単に地区を示して、その地区の中に青梅と武蔵野という事務所が対象になっていますということで、立川というのは青梅の元の所属していたところだということ。だから、説明に立川のことが入ってしまったので、よけいに混乱をする要素が強くなったかもしれませんが、そういうことです。

榎谷主査 大体、今、社保庁は上へ下への大変な混乱状態だということは理解するが、今の我々の審議の過程でも、もともと極めて不正確な資料が提示され、非常に我々も不安だったわけだ。それで結果的に大変な失態を起こしてしまった。本当に真剣に取り組んでももらわないと、また何をしているのだと、我々からも、国民からも、厳しく叱りつけられることとなるよ。そのようなことでは非常に困ると言っている。やる気を持ってやってもらわねばならぬと何度も言っている。

おそらく情報開示が不十分だったために入札不調という事態が起こってしまったのではないかなと思う。だから、予定価格も本当に正しかったのかどうか怪しくなってきたな。他にもこのようなことがあるのではなからうな。このようなことが続くようでは、ますます社保庁が信用ならなくな

るではないか。

それからやむを得ないということで当委員会が承認した実施要項について、間違いが発覚したにもかかわらずそのことを当委員会に何ら連絡することなく、勝手に知らぬ間に無断で情報開示も含めてサッと差し替えてしまおうという態度は、当委員会を極めて軽視していると思えん。極めてけしからんことで、嚴重に抗議する。我々は大変遺憾に思っており、このようなことでは社保庁の全てが疑わしくなってくる。全く社保庁というところはいったいどうなっているのだ。

今後は絶対に、このような失態が起こらぬようにしてもらわねばならん。大体、社保庁の混乱も少し落ち着いてきたのかまだなのかも分からん。落ち着いていようと落ち着いてまいと、やる気をもってキッチリと仕事をしてもらわねばならんのは言うまでもないことだと思うが、違うか。

西田室長 社保庁は来週から国会を控え落ち着くことはない状況だと思います。

榎谷主査 そんなことを聞いているのではない。本当に社保庁の事務レベルはいったいどうなっているんだ。事務レベルがこんな低レベルだから、年金記録問題のような大問題が発生したのではないのか。実にけしからん。それから、こんな失態を社会保険事務所がした理由として、これはつまり社保庁本庁のガバナンスが全く効いていないということではないか。社保庁は、厚労省からの出向組・社保庁本庁採用職員・地方採用職員の三層構造があるなどと言われていて、地方の事務所などは独立王国の様相を呈していて社保庁本庁から指示をしてもそんなものは皆無視する風潮があると報じられている。これが真実だとすれば、真実なのだろうが、全くとんでもないことである。

つまり今回の失態は、単なる入札不調に終わったんですよとか、あるいは情報開示が不十分だったんですわという問題にとどまらず、社保庁組織の極めて深刻な問題だと認識しているところだが、どうか。そのあたりも含めて本庁の責任ある地位の者の指示でキッチリと改善し、今後はこのような失態が絶対にならないようにしていただかねばならんと思うが、どうか。

それで次の委員会では、社保庁のしかるべき責任者を呼びつけて、今回の失態に関する説明と、再発防止についての決意をしっかりと表明してもらわねばならん。

西田室長 色々私どもの不手際で申し訳ありませんでした。今回 95 箇所が対象になったわけですが、社会保険事務所は 312 ありまして、これからもどんどん市場化テストを進めるということにしておりますので、本当は今まで積み重ねてきた審議内容をキチンと基礎として、良い事務につなげていかなければいけなかったわけですが、こういう不手際になったことに対してはお詫びを申し上げます。今後、このような不手際がないように私たちも最善を尽くしたいと思しますので、本当にご指導のほどをよろしくお願い申し上げたいと思います。

榎谷主査 色々なデータをもっと取ってもらわねばならぬ。データの取り方も、我々民間人は色々な切り口でデータを取るのが当然なのだが、社保庁は色々な問題がこれまであったのというか、まあやる気がなかったのかもしれんが、キチンとしたデータの取り方でやってこなかったと思えてならない。入札もまた次々に実施していくのだから、要求水準の基になるデータをキッチリと取ってもらった上で精度を上げるという姿勢が重要なのではないか。分かったか。

西田室長 よろしくお願いいたします。

榎谷主査 キチンとお願いいたいね。他、よろしいですか。それでは、ご苦労様でした。

西田室長 本当に、色々とし訳ございませんでした。引き続き、よろしくご指導のほどをお願い申し上げます。

榎谷主査 よろしく願いする。

(終 了)